

第6章 パレスチナ・イスラエルーガザ徹退の政治的位相

著者	池田 明史
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	情勢分析レポート
シリーズ番号	2
雑誌名	アメリカ・ブッシュ政権と揺れる中東
ページ	99-114
発行年	2006
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014823

第 6 章

パレスチナ・イスラエル
——ガザ撤退の政治的位相

■ 池田明史

はじめに

現在の中東を構造的に分析する上で欠かせないのは、「撤退」、「民主化」、「世代間闘争」という三つの潮流の間の対抗と癒着の発展関係についての理解であろう。二〇〇五年だけをとってみても、前半にはシリアが、レバノンでのハリリ元首相暗殺事件で引き起こされた一連の騒動の結果、ほぼ三十年間にわたる同国駐留に終止符を打ち、撤兵を実現した。同年夏以降は、イスラエルのシャロン政権がガザから撤退、三十八年に及んだこの地のユダヤ人入植地は破却された。また、年末にはブッシュ米大統領がイラクに駐留する米軍の削減に言及し、有志連合を掲げた「占領軍」の撤退時期をめぐる論争も真実味を帯びるようになっていく。これら相次ぐ「撤退」は、占領されてきた側にも、占領していた側にも等しく「民主化」を強いるという帰結を生んでいるかにみえる。しかもその「民主化」への動きは、必然的に各国指導層内部の「世代間闘争」と結びつくこととなったのである。

こうした問題関心にそって、以下ではイスラエルのガザ撤退という事態を軸としてそれがさしあたり胚胎する意味内容を検討する。なお、ここでの議論の前提となるイスラエル内政上の勢力配置やその変遷については、別に議論している(注)。その際に指摘したとおり、ガザからの一方的撤退構想は交渉による和平を目指したイスラエル在野勢力の企図に対するシャロン政権の側からの応答という側面をもっていた。そのガザ撤退の政治的含意を検討する本稿は、したがって、別論の補完という位置づけになる。

I 撤退実現によるイスラエル強硬派・プロ・バガンダの後退

二〇〇五年八月半ばから着手されたガザ地区および一部西岸地域のイスラエル入植地撤去は、大方の予想に反して順調に進み、ほぼ一カ月でガザ全域と西岸北方四カ所からの入植者の移動・排除と入植施設の解体、さらにこれらを防衛していたイスラエル軍駐留部隊の撤収が完了した。これにより、ガザについては一九六八年の第三次中東戦争以来三十八年間に及ぶイスラエル軍の占領に一応の終止符が打たれたことになる。九三年秋のいわゆるオスロ合意によって、翌九四年夏からガザにはパレスチナ人の自治が認められたものの、そこに所在した広大なイスラエル側の入植地は手つかずのまま温存され、これを防衛するために強大なイスラエル軍部隊が駐留を続けていた。わずか七〇〇〇〇八〇〇〇人のユダヤ人入植者を二四〇万人に及ぶパレスチナ人口が取り囲み、これをイスラエル軍が統制するという、矛盾に満ちた占領／自治のゆがみは、今回のイスラエル撤兵によってようやく解消されることになった。

イスラエルのガザ撤退は、ガザ地区においてその軍事的プレゼンスが直接にはなくなったという具体的な効果とともに、今後のイスラエル／パレスチナ情勢を分析する上でいくつかの興味深い含意をもつものである。なによりもまず、この撤退によって「入植地は恒久的で解体不能」というイスラエル極右派の伝統的主張が突き崩されることになった。入植地の建設や拡大を既成事実として積み重ね、なし崩しのな現状改変を認知させようとしていた前提条件が崩れたのである。今次撤退は、入植地建設・拡大が、かならずしも自動的に占領地に対するイスラエルの恒久的支配統制を担保するものではないとの事実を例証した。

第二に、今次撤退にはイスラエルのシナイ撤兵時のいわゆる「ヤミット効果」を期待できないことがあげられる。

エジプトとの和平条約に従ってイスラエルがシナイ半島から撤収する際、これに最後まで抵抗した入植地ヤミットは、「理不尽な国策の犠牲となった善良な開拓者たち」としてその後長くイスラエル右派の抵抗シンボルとなり、政治的に利用された。その主たる理由は、シナイ半島が人口希薄な緩衝帯であって、イスラエルの入植は文字どおり「開拓入植」ととらえられていたからである。これに対してガザ地区は世界でも有数の人口密集地であり、入植地の存在はイスラエル市民からも「無用の軋轢の源泉」と批判され、入植者たちは時として「占領支配の尖兵」と見なされてきた。とりわけ一九八七年末以降の第一次インティファダ（反占領蜂起）を経てからは、ガザの占領支配を「厄介ごと」と認識するイスラエル世論が急速に高まった。すでに九二年の時点で当時のイツハク・ラビン労働党首がガザの「切り離し（Separation）」を掲げて選挙戦を展開していた事実からも明らかのように、ガザからの「離脱」は常にイスラエル政局の潜在的イシューとなり、こうした傾向は二〇〇〇年秋の第二次インティファダの勃発によって拍車がかげられた。

シャロン首相が「一方的離脱（Unilateral Disengagement）」政策を掲げてガザ撤退を具体的な政治日程に上げはじめた際、入植者や過激な国粹主義者たちは撤退阻止を掲げて「国民運動」を組織しこれに抵抗しようとした。しかし、大部分のイスラエル市民はガザ地区入植地の存亡には関心を示すことはなかった。反対運動はむしろ、「ガザ撤退阻止」というスローガンに限られたイデオロギー集団の党派的主張である事実をさらけ出す結果に終わったのである。撤退開始直前に実施された世論調査では、ガザ地区最大の入植地グシュ・カティーフの正確な位置を認識していた市民はサンプル数の三分の一にすぎなかった。こうした状況においては、例えばグシュ・カティーフがかつてのヤミットに比肩しうるような極右派の政治的統合シンボルに掲げられる可能性はきわめて乏しいと考えられる。

Ⅱ 入植地と国家的安全保障との関係の問い直し

第三には入植地の占める安全保障上の位置づけの変遷を認めることができよう。もともと入植地の建設は、一九六七年の第三次中東戦争によって奪取した広大な占領地の安全保障の脈絡において展開された経緯がある。いわば、入植地建設とイスラエル軍兵力の配置とはセットで構想されていた。占領地における安定したユダヤ人人口の維持と、これを防衛する軍事力の存在とが、相補的にイスラエル国家の安全を保障すると考えられたからである。

一九八二年のシナイ半島からの撤退は、エジプトとの合意に基づいて南方国境線が確定されたことを意味した。それは、事実上入植地や軍部隊の撤収とのトレード・オフによってイスラエル南部に安全保障がもたらされたという文脈において、入植地・駐留軍の位置づけが変わったことを意味した。それらはいわゆる「土地と平和との交換」というフォーミュラの交渉材料と位置づけられるようになったのである。さらに、二〇〇〇年のレバノンからの一方的撤兵によって、相手との合意に基づかなくとも、単独行動による撤退・撤収が場合によってはイスラエルの安全に資するという認識も広げられた。

二〇〇五年九月末に、ガザ撤退後初めてガザのイスラーム過激派がイスラエルにロケット攻撃を仕掛けてきた際、イスラエル側はもはや存在しないガザ内部の安全や入植者への危害を顧慮することなく、即応して効果的な報復攻撃を繰り広げた。このことは、イスラエル国家の安全をより実効的に保障するための入植地撤去や兵力撤収という選択肢が現実存在するという事実を突きつけるものであろう。

第四の含意は、イスラエルにおいて入植者やそのイデオロギー的支持者などが行使する政治的影響力の実態が

明らかになったことと関連する。一九七〇年代から八〇年代にかけて勢力を伸張させた在野の圧力団体グシュ・エムニームの例に典型的に示されるように、イスラエルの右派・極右派勢力は実態以上にその政治力を誇示する戦略を採用し、一定程度の成果を上げてきた。そこに構築されてきたイメージは、入植者の支持なしにはいかなる和平交渉も成功せず、またどのような入植政策の変更も実現できないというものである。したがって、イスラエル側の交渉当事者すなわち政府はパレスチナ側との交渉に先立って、あるいは少なくともこれと並行して入植者ないしその代弁者たる右派・極右政党の説得と支持取りつけを図らねばならないと主張されてきた。そのような手続きを怠った結果が、ラビン首相の暗殺という事態であり、それは右派・極右派の異議申し立てによって政治生命どころか物理的に抹殺される危険性を蓋然化させたのである。

こうしたいわば潜在的恫喝を背景として入植者たちは隠然たる影響力を誇示し続けてきたのであるが、今次撤退をめぐる政治的せめぎ合いのなかで、入植者を代弁する極右派勢力は右派・中道の連合政党である与党リクードにおいてさえ絶対的な多数を制することができず、リクード支持者たちの間では撤退の是非についてほぼ拮抗する状況が続いた。労働党など左派系政党支持者、シヌイなど中道系政党支持者では、いずれも撤退賛成派が圧倒的多数を占めたことを考えれば、イスラエル国民世論全体に占める撤退反対派は明らか少数派であり、一部のイデオログや正統派宗教指導者らが声高に反対の論陣を張ったことで、実態とはかけ離れた「イスラエル国論を二分する」賛否の「拮抗」イメージが構成された。実際の拮抗状態はリクードという単一の政党支持者の間においてのみみられたにすぎない。

Ⅲ 戦略的前提の変遷

第五の含意は、イスラエルの国策形成の前提にかかわる戦略的判断は可変性をもつという事実が確認されたことである。シャロン内閣がガザ撤退構想を閣議決定したのは二〇〇四年六月六日であったが、くしくも一九六七年の同月同日、ガザ地区・西岸地域を占領支配する直接の契機となった第三次中東戦争が勃発している。部分的にはあれ、イスラエル政府が公式にその入植政策を断念するまで三十七年の歳月を要したことになる。入植地放棄の決定が、シャロン首相その人によって構想され主導されたことは、とりわけ強い印象を内外に与えた。シャロンこそ占領開始以来一貫して西岸・ガザにおける入植地の建設を唱導し、入植運動を督励してこれに国家的保護を与え、入植政策の凍結や縮小を掲げた歴代の政権を厳しく批判してその打倒を画策し、極右勢力と結んでユダヤ人の占領地入植を推し進めてきた張本人と目されてきたからである。

そのようなシャロンが、ここへきて撤退を主唱しはじめた背景とはなんだったのだろうか。イスラエル建国以来の軍歴をもち、一九七三年の第四次中東戦争では命令違反の「スエズ逆渡河」作戦を敢行してシナイ半島のイスラエル軍を窮地から救った有能な野戦軍指揮官シャロンは、ラビンなどと同様に外交問題や政治問題を「銃眼から見る」すなわち典型的なタカ派リアリストである。イデオロギー的にハト派に転向することはありえない。ここで重要なのは、彼のガザ撤退案はより大きな構想の一部にすぎなかったという事実であろう。二〇〇二年六月以降、占領地全域においてイスラエルとパレスチナとを物理的に分離する、いわゆる「隔離壁」(Segregation Wall)が着工されているが、その建設ラインをみると、とりわけ西岸地域においてはそこに散在するユダヤ人入植地の多くをイスラエル側に取り込む格好になっていることがわかる。深くパレスチナ側の領域をえぐりつつているの

である。このような西岸の蚕食は、一見するとガザにおける撤退と正反対のベクトルをもっているようにみえる。しかし、シャロンの思惑のなかでは、これらの二つの動きは相互に矛盾するものではなく、明らかに補完的にとらえられている。ここでカギとなる要因は、人口動態である。

よく知られているように、イスラエルは「ユダヤ人国家」であると同時に「民主的社会」であることを標榜している。しかし、イスラエル国内だけをみても、ユダヤ系五二〇万人に対してアラブ系マイノリティ一四〇万人を抱えているという事実、さらに一九六七年以来占領下に置いてきたパレスチナ占領地(西岸・ガザ)には二五〇万人のアラブ系人口が存在するという事実が、イスラエルの掲げるそのような国家と社会の理想的なあり方の実現をほとんど不可能としている。換言すれば、民族民主国家として構想されたイスラエルは、「独立」戦争の結果その「領土」となった地域から非ユダヤ人すなわちパレスチナ人を離散させ、さらにその後数次にわたる戦争によって領土に隣接する地域を「占領」し、そこに住むパレスチナ人を力で支配する「征服国家」となったのである。ここに、国家の民族原理と社会の民主原理との軋轢が不可避となる。それは、第一にイスラエル独立以降もその領域に踏みとどまった非ユダヤ人の処遇をめぐり、第二には占領地において他の民族を力で支配する民族が民主主義的たりうるかという倫理性をめぐり、そして第三に離散して難民化したパレスチナ人のいわゆる「帰還権」の主張への対応をめぐって顕在化することになる。そしてそのすべてにおいて前提となるのは、予見しうる将来の人口動態にほかならない。すなわち、出生率その他の人口の伸び率を単純に比較すれば、長期的にはユダヤ人国家イスラエルにおいてユダヤ人がマイノリティに転落する可能性は否定できない。占領地を併合して、民主原理に基づいてその住民にイスラエル市民権を付与すれば、その瞬間からイスラエルは二民族国家に変貌する。さらに、難民の帰還権を認めた場合、イスラエルのユダヤ人は自分たちの国において少数民族となることを余儀なくされるというディレンマに陥る。

こうしたディレクシマに対する戦略的な処方箋が、歴代イスラエル政権の「現状維持 (status quo)」路線にほかならなかった。すなわち、パレスチナ占領地の地位を確定せず、「イスラエルによって事実上管理される地域 (The Israeli Administered Territories)」としての現状をどこまでも維持するという路線である。それは併合もせず、手離しもせず、可能な限り「管理」を続ける選択であり、いわば暫定的地位の固定化の道であった。占領地の法的地位という点 (de jure) からはそうした現状維持を前提としつつ、他方でユダヤ人入植地を拡幅・増殖させるという事実的観点 (de facto) での現状改変を推進し、既成事実を積み上げることによって占領地の内実質を変容させようとしたのが、シャロンらの構想であったといえる。一九七六年当時のシャロンの認識によれば、イスラエルの民族原理と民主原理とを矛盾なく整合させようとする、「一九四七年当時の愛国的国境線」すなわち国連分割案まで後退を余儀なくされることとなり、一九四八〜四九年の「イスラエル独立戦争」の成果としてのグリーンライン (休戦ライン) をさえ自己否定することになる。そのような解決策はシャロンらにとつては到底容認されるものではない。イスラエルは、したがって、当時広く喧伝されていたパレスチナに対する「善意の占領」を可能な限り継続しつつ、そこでの人口構成を主体的に再編し (すなわちユダヤ人の多数派への転換を政策的に推進し)、ユダヤ人口の優位化を実現した後に初めて占領地の法的地位の変更 (すなわち併合) に動くべきだという順序になる。当時すでに一二〇万人を数えていた西岸・ガザのパレスチナ人口は、こうしたシャロンらの戦略構想にとつて深刻な障害とは認識されていなかった。「善意の占領」のイメージの下、イスラエルの入植地はパレスチナ人に対する「民主化」の最前線と位置づけられており、パレスチナ人社会はいずれそうした民主的ユダヤ人国家の統治になじんでいくであろうといったきわめて楽観的な前提がそこには存在した。

このような戦略的前提は、その後三十年近くを経て完全に崩壊することとなった。パレスチナ人の存在が占領地におけるユダヤ人支配の恒常化の阻害要因とはならないと主張していたシャロンは、ガザ撤退直後に行った短

いテレビ演説において、イスラエル首相として次のように言明した。「我々がガザを永久に保持することは不可能である。一〇〇万人を超えるパレスチナ人がそこに存在し、しかも世代が進むごとにその人口は倍増していく。彼らは難民キャンプにおいて他に類をみないほどひしめきあい、貧困と絶望のなかで生活し、将来に対する希望がまったく見えない状況によって憎悪を育んでいるのだ」。ここには、かつての樂觀的なパレスチナ人住民の動向認識はみじんもなくなっている。それは、一九八七年末以降の第一次インティファダ、二〇〇〇年秋以降の第二次インティファダという広範なパレスチナ人の持続的蜂起によって、占領支配が胚胎する「人口論的脅威」の具体的内容がイスラエル社会に対して明確なかたちで突きつけられたことの当然の帰結であった。二〇〇五年九月十五日、ガザ撤退の実現という成果を携えて国連総会の演壇に立ったシャロンは、「聖書の地」「ユダヤ人の故地」に対する愛着と権利とを連綿と述べた後、それでもはつきりとこう述べている。「イスラエルの故地に対するユダヤ人民の権利は、この土地における他者の権利をないがしろにすることを意味するものではありません。パレスチナ人は、常に我々の隣人であり続けるでしょう。我々は彼らを尊重し、彼らを上から統治しようという願望などもち合わせていません。彼らもまた、自由を享受し、彼ら自身の民族的、主権的存在としての国家を享受するにふさわしいのです」。ここに示されたシャロンの言辭は、三十年を経て彼のようないわゆる「大イスラエル主義者」の状況認識さえ変容したという事実を物語るものである。それは、人口論的な予測や統計数値それ自体が変化したというよりも、その含意としての政治的社会的危険に対する政策決定者の認知・覚醒の有無や変化としてとらえられるべきであろう。

IV パレスチナ側の政治動向——ハマースと自治政府との相克

いずれにせよ、武力によっていったん制圧した土地から、相手側の武力によって撃退されたわけではなく、また相手側との交渉や第三者の介入あるいは裁定などにも基づかず、一方的に「離脱」というイスラエル側の決断は国際政治史上もまれなケースであろう。そうしたなか、撤退後のガザをめぐる情勢はなお混沌としており、パレスチナ側・イスラエル側ともに政局は錯綜している。国際社会もまた、撤退を和平に向けた一歩として前向きに評価しつつも、イスラエルによる一方的行動の是非や今後の西岸の取り扱いについては懸念を強めている。以下では、これまで検討してきたガザ撤退のイスラエル内政への含意を踏まえた上で、撤退によって生じた権力的空白を早急に埋めなければならぬパレスチナ側の政治動向を概観する。

パレスチナ自治政府の抱える問題は、対外的には一方的行動に固執するイスラエルのシヤロン政権をいかにして和平協議に復帰させるかという点にある。しかし、九月半ばや十月初旬に予定されていたイスラエルIIパレスチナ首脳会談はいずれも直前になってキャンセルされ、早期開催のめどは立っていない。和平協議の再開を果たしたいパレスチナ自治政府のマフムード・アッバス議長にとっては、形式だけの首脳会談であれば「百害あって一利ない」という計算がある。パレスチナ内政において、ハマースなどイスラーム過激派と自治政府主流のファタハとの抗争を抱え、さらにそのファタハ内部において守旧派と革新派とのせめぎ合いが激化するという、三つ巴の権力闘争が進行しているからである。

イスラエル撤退後のガザの支配権をめぐる、ハマースと自治政府とは一触即発の緊張状況を保っている。実際にガザでは、ハマース支持者とパレスチナ警察との間に再々銃撃戦が勃発している。撤退直後にはいったん攻

勢に出たハマースは、その後徐々に守勢を強いられたつつある。自らの主導でイスラエルへの攻撃を再開したことが裏目に出て、パレスチナ住民の反発に直面したからである。

イスラエル撤退後のガザで示威のためパレードを敢行したハマースは、その不手際によってロケットの誤爆事故を起こし（二〇〇五年九月二十三日）、責任転嫁を図ってイスラエル領内に多数のロケットを撃ち込んだところ、待ち構えていたイスラエル側の反撃による大量報復を被ることとなった。イスラエルに武力行使の口実を与え、しかもパレスチナ側に対する国際的非難を惹起したことでハマースはガザのみならず西岸のパレスチナ住民の非難の矢面に立たされ、「軍事作戦の停止」を声明せざるを得ない状況に追いやられた。

もともとハマースの対イスラエル攻撃は、パレスチナ自治政府に対する揺さぶりという意味合いを濃厚にもっていた。本来は二〇〇五年七月半ばに予定されていたパレスチナ立法評議会の選挙を、自治政府が一方的に二〇〇六年一月末へと繰り延べたことに反発して、ハマースがイスラエルにロケット弾を撃ち込みはじめたという経緯があつたからである。すなわち、イスラエルの撤退日程に合わせた総選挙の実施という自治政府の公約と引き換えに、ハマース指導部はイスラエルへの攻撃を控えるという譲歩を行っていた。ハマースの対イスラエル攻撃停止は、ともかくも静謐な環境を作ってイスラエルの撤退を実現させたいというアッバス自治政府議長求めに応じたものであり、あくまで自治政府との間の取り決めであった。したがって、その対価としてアッバスが約束した総選挙の当初日程をほごにした以上、イスラエルへのロケット攻撃を再開して自治政府を窮地に立たせるのは、ハマースの自治政府に対する報復を意味していた。

「占領者を実力で叩き出した」と呼号するハマースにとって、総選挙のタイミングは支持拡大のきわめて重要な前提と考えられた。事実、二〇〇五年春から夏の地方自治選挙（第一波）ではハマース系の勢力が大きく伸び、得票率は三割に届く勢いとなった。こうした流れに脅威を感じた自治政府主流派のファタハが、態勢を立て直しの

ために時間を稼ごうとして総選挙日程の延期を決定したのである。これに激怒したハマース指導部はいったん自治政府との了解を破棄、イスラエル領内にロケット弾を撃ち込んでアッバスへの牽制を繰り返した。しかし総選挙が無期延期とならず、投票日が新たに二〇〇六年一月と設定されたことでハマースは再び停戦に復帰した。ガザでの実効的な支配権を掌握するためにも、あるいは実施が半年延びた総選挙を有利に戦うためにも、イスラエルのガザ撤退を実行させることが先決だとの判断によるものである。

ガザ撤退は、かくしてシャロン首相率いるイスラエル政府、アッバス議長のパレスチナ自治政府、そしてパレスチナの武装闘争勢力ハマースという三者の思惑が奇妙に一致したことにより、表向きの「一方的離脱」という看板とは裏腹に、暗黙裡の了解の下に粛々と実現した。ハマースはしかし、撤退後のガザの住民感情の変化を読み損なっていたと考えられる。イスラエルへの攻撃再開とその結果としての激しい空爆や砲撃、さらに国際社会の非難などにより、ハマースはガザ住民の厳しい糾弾を受けることとなった。住民の怒りはハマースが期待したようにイスラエルやパレスチナ自治政府に向けられることはなく、イスラエル軍の撤退でようやく手にしたガザの人々の自由や安全を、自らの政治的賭博の犠牲にしようとしたハマースへの反発となって噴出したからである。こうした世論動向は、たまたま時期を同じくして実施された地方自治選挙第二波（二〇〇五年九月下旬）でのハマース支持率の急減となって顕現している。

V アッバス自治政府議長の政治基盤

ハマースと自治政府との主導権争いに加えて、PLO最大派閥ファタハの各種委員会を舞台とした自治政府内

の権力闘争も並行して進展しつつある。ここでは、暫定自治立ち上げに際して海外から帰還してきたコマンドたちからなる旧世代指導層（オールド・ガード）と、西岸・ガザ内部で反イスラエル闘争を展開してきた新世代活動家（ヤング・ガード）との間の軋轢が深刻化の一途をたどっている。一見すると新旧の世代間抗争の側面が強く出ているが、しかしアハマド・クレイ首相やナビル・シヤアス外相の事例に典型的にみられるように、オールド・ガードは帰還と同時に自治政府の役職や利権を独占しはじめ、国際社会からの莫大な援助の分配をめぐってさまざまな腐敗の構造を生み出してきた主体であり、既得権益の保全・維持に血眼になっている人々の集団でもある。国際社会がパレスチナ自治政府に求める「民主化」や「政治改革」に対して、可能な限り抵抗し、名目だけ変更して実質的な利権構造を温存しようとする勢力であるので、彼らを「守旧派」と呼ぶことができる。西岸・ガザで活動してきた若年世代は、二度のインティファダを「草の根」レベルで指揮し、現在イスラエルに投獄されているマルワン・バルグーティらを指導層と仰いでいる。彼らは国際社会の圧力を背景に、守旧派の影響力を減殺し新たな統治のシステムを構築しようとする勢力で、いわば「革新派」ということになる。

自治政府のアッバス議長はこのように、ハマースとの綱引きに加えてファタハ内部の抗争の調整をも図りつつ、イスラエルとの和平協議の再開という政治課題に取り組まねばならない状況にある。その際、例えばシヤロンと首脳会談が実現したとしても、それが「会うだけ」の会談に終わり、実質的な成果がなにも期待できないというのであれば、第一にハマースに息を吹き返させる武器を与えることになる。イスラエルに対する弱腰や屈辱外交といった非難を自治政府に浴びせることで、守勢に立たされたハマースが支持の挽回を図ろうとするのは目に見えている。第二に、そのような成果のない会談を続けて来たかもしや進んでいるかのような幻想を振りまくのはファタハ守旧派の常套手段であり、革新派からアッバス自身が守旧派のレッテルを貼られることにもなりかねない。首脳会談を行うのであれば、政治犯の釈放や都市部治安権限の移譲、兵站や資金の供給といった確実で具

体的な利得につながるものでなければ、むしろ逆効果だと考えられるのである。

おわりに

こうした事情はイスラエルのシャロン首相の置かれた状況ともそのまま重なってくる。シャロンもまた、具体的な成果のない首脳会談を開くことが、政敵に攻撃材料を与えることになるかと判断しているからである。二〇〇五年九月二十六日の与党リクード連合の中央委員会における混乱は、そのあたりの機微を象徴する現象でもあった。そこでは、リクードの中央委員会は、次期総選挙前に予定されていた党大会の前倒し開催の是非をめぐって採決を行い、三〇五〇人の定数の九一%に当たる二七六二人が投票、一〇四票の僅差（二四三三票対一三三一九票）で前倒し開催の動議を否決した。表向きは党大会の日程を定めるだけの「技術的な」会合とされながら、その実、この中央委員会は、ガザ撤退を強行して党内右派の支持を大きく失ったシャロンから奪権しようとするベニヤミン・ネタニヤフ元首相らの「造反劇」にはかならなかつた。票決に際して中央委員会は紛糾し、リクード結党以来の分断状況を内外に露呈する結果となつた。ガザ撤退後の錯綜した政局は、それがハマースによるガザからのロケット攻撃と重なつたことでさらに緊迫度を増し、中央委員会での採決を目前に控えたリクードの党内抗争に拍車をかけた。ネタニヤフら造反派は、ハマースのロケット攻撃をとらえて「ガザ撤退がイスラエルの安全を損なつたことの証明」だとして一斉にシャロン非難のトーンを強めたからである。これに対してシャロン陣営は、「撤退によって（入植地防衛の兵力展開が不要となって）反撃が容易になり、安全保障上有利になつた」と反論している。

二〇〇五年十月末の時点で一応の小康状態を保ちつつあるとはいへ、リクード内部の主流派と造反派との抗争

は決着したわけではなく、暫定的に棚上げされたにすぎない。見方を変えれば、こうした状況はほとんど四十年間に及ぶイスラエルの現状維持路線が、より広範な歴史的文脈のなかで根本的な問い直しを迫られていることの内政的帰結にほかならない。占領によってもたらされる利得と、その対価として支払われなければならないコストとの損得勘定が大きく後者に傾いたとの認識が拡大するにしたがって、イスラエル社会は国家に対してその收支バランスの是正を要求することになる。二度のインティファダによって、かつては入植地建設・拡幅など占領の利得と見なされた成果が、もはや占領のコストと見合わず、あるいはコストそのものと認識されるに至れば、その行き着く先は「縮小均衡」以外にあり得ない。問題は、その均衡点をどのようにして、どこに定めるかというところであろう。イスラエル内政の軌轍は、まさにそうした争点を浮き彫りにしつつある。

(注) 池田明史「オスロ合意、ロード・マップ、ジュネーブ提案——イスラエル・パレスチナ和平プロセスの十年」(酒井啓子・青山弘之編『中東・中央アジア諸国における権力構造——したたかな国家、翻弄される社会』岩波書店、二〇〇五年)二二七—二四一ページ。

(二〇〇五年十月末脱稿)